

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第29条第1項、第2項
法令の規定	<p>【河川法第29条第1項】</p> <p>第23条から第28条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p> <p>【河川法第29条第2項】</p> <p>二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。</p>
審査基準	<p>① 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合</p> <p>イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。</p> <p>ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。</p> <p>② 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合</p> <p>イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。</p> <p>ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。</p>
標準処理期間	20日
処分担当所属	各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	